平成22年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第5回会議要旨

<出席者>

外部評価委員(5名)

卯月部会長(会長)、大塚委員、川俣委員、須貝委員、鍋島委員 事務局(3名)

木内行政管理課長、大竹主査、担当1名

説明者(3名)

補助事業47「新宿区 I S O 14001 等認証取得費補助金」

- 48「新宿区新エネルギー及びエネルギー機器等導入補助金」
- 49「保護樹木・樹林・生垣への助成」
- 50「生垣・植樹帯の新設ブロック塀等撤去助成」
- 51「屋上緑化、壁面緑化の新設助成」
- 78「歌舞伎町タウン・マネージメントの運営」

環境対策課長、みどり公園課長、特命プロジェクト推進課長

<開催日>

平成22年7月20日(火)

<場所>

区役所本庁舎 6階 第2委員会室

<開会>

1 ヒアリングの実施

【部会長】

第1部会を開会いたします。外部評価委員会の第1部会のヒアリング3日目ということになりました。今日は、まず最初、環境対策課の47番の事業と48番の事業についてヒアリングをさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

あらかじめ第1部会の委員からの質問項目に、事前に文書でご回答をいただいております。 繰り返しになるかもしれませんが、このご回答について簡単にご説明をいただいて始めたいと 思いますので、よろしくお願いいたします。

<季員紹介>

<説明者自己紹介>

【説明者】

1つ目の補助事業の47、新宿区 I S O 14001等認証取得費助成、これに関してご質問をいた

だいております。

この助成事業は、皆さんご案内の温室効果ガス、いわゆる CO_2 をできる限り減らしていくということが国を挙げての大きな目的となっている中で、新宿区の場合は、いわゆる民生部門。民生部門の中には家庭部門と業務部門があり、業務部門には事務所とか事業所、病院、デパート、そういうさまざまな業態が含まれます。その部門の排出量が多いという中で、その多くを占めている中小企業、中小事業者の環境行動を促進させたいという思いがあるわけです。そういう中で、ISO14001を企業に多く取得していただいて、環境活動を促進させたいという趣旨の補助金です。

この補助金ですが、19年度に事業を開始し、毎年、執行率、件数が少ないということがありまして、効果がいま一つだという評価になっている。こういう中で、課題と改革方針の方向性についての説明ということです。

1つは、やはりこの I S O の取得等にはかなり経費がかかります。区も I S O 14001を取得しておりますが、取得時の費用がやはり100万から200万ぐらいかかります。また、同じ環境マネジメントシステム、エコアクション21でも20万程度かかると。こういうものを取得してもらうには、ある程度資金的な援助をして、先ほどの省エネに向かっての行動を促進してもらうということでこの補助をやっているわけですが。

こういう背景で補助をしているわけですが、なかなか件数が伸びない。1つは、周知が十分に行き渡っていないんじゃないか、また、これを取得したときの効果、企業としてどういう効果があるのかということが企業に理解されていないんじゃないか。こういうことを踏まえまして、取得した企業の削減効果を他の企業の模範となるような事例として我々としても取り上げて、PRしていきたいと。また、今年度につきましては、中小企業向けのアンケートを9月以降実施いたしまして、現場の省エネの取り組みの実態を調査するとともに、区の制度をそのアンケートを通じてPRしていきたいと。このアンケートにつきましては、東京商工会議所の新宿支部と連携して、新宿支部の会員向けのアンケートを行うということです。

我々といたしましては、件数をもう少し増やしたい、より広く取得させたいという思いの中で、補助制度のPRを、当然、区の広報紙とか、ホームページですとか、そういうものは一連やるんですが、さらに具体的に、例えば中央公園のところにある環境学習情報センターで企業者向けのビジネスセミナーをやるんですが、そういうところで周知したり、エコ事業者連絡会というのを区が事務局となってやっているんですが、そういう事業者向けのところでPRしたり、そのほか東京商工会議所との連携とか、産業振興課、こことの連携をしてPRを進めていきたい、そういうふうに考えております。そのPRの結果をより具体的な形で企業に、その効果を具体的な形として示して、取得のメリットを示していきたいというふうに考えております。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、質問した委員のほうから。

【委員】

いろいろ事例を他の中小企業者向けにPRしていきたいというのは、それはそれで結構な取り組みだと思います。ただ、それだけで補助件数が増加するともまた思えないという気もいたしますので、もう少し補助制度として、そのインセンティブですかね、中小企業者向けにインセンティブを付与するような制度の充実というんでしょうか、それを考える予定はないのかということなんですけど。

かなりお金がかかるという話ですよね。14000シリーズだと100万とか200万とかですね。それに対して、助成金が上限で20万ぐらいですし、またその後、維持していくためには、やっぱりお金がかかりますよね。ですから、その辺についても一定期間はやっぱり助成していくとか、そういう形でそのインセンティブを付与していくことについてはいかがでしょうか。

【説明者】

現在のところは、その取得時の助成ということしか想定はしておりません。維持継続に関しては、実際には、3年で更新をしていかなくてはいけないので、また毎年そのシステムを維持するために、ある程度の経費というのはかかってくるというところがあるんですが、現状のところでは、区としてはより多くの企業に取り組んでいただきたいということで、1企業にずっと継続的に補助するということは、現在のところは考えていないんですけども。ご意見は参考にはしたいと思います。

【委員】

特にISO取得に100万とか、そういうお金がかかるんで、上限20万だと、ちょっとどうなのかなという。取得費助成についてですけど。

【説明者】

そうですね、あと上限に関しましては、確かに100万以上かかりますので、それで上限でも、最高でも20万までの補助ということで、確かに若干やっぱり金額的にはちょっと少ない感じもしますので、その辺のところも検討はしたいと思います。営利を目的としている企業なので、大きな補助というのはあまり想定はしていないんですが、確かにもう少し補助できると思います。もうちょっとインセンティブはあるかと思いますので、ご意見を参考にしたいと思います。

【委員】

よろしくご検討いただきたいと思います。

【部会長】

回答の下から2行目にアンケート調査と書いてあるんですが、これは企業の方々に対するアンケートですね。

【説明者】

そうです。

【部会長】

これでその企業はISO14000シリーズを取得したいと本当に思っているのかとか、どのぐらいの企業がそういう希望を持っているのかとか、そういういわゆるニーズはこれで明確になったんでしょうか。

【説明者】

アンケートは、今年実施です。9月か10月くらいになるんですが。

【部会長】

そうですか。

【説明者】

昨年のそういう実態、今回、件数があまりないというようなことも踏まえて、ISOだけの調査ではないんですが、省エネに関する取り組みを我々、今年度、温暖化の対策の実行計画等もつくるんですね。そういうことの参考にもするために、今年9月以降に調査をやりますので、その際に省エネの取り組み実態また意向、今、会長がおっしゃられたようなISOの取り組み意向ですとか、そういうものもアンケートの中に組み込むようにしたいと考えております。

【委員】

計画事業51「地球温暖化対策の推進」の中の、環境マネジメントシステム認証取得費の助成と書いてあるのがこの補助事業ということでいいんでしょうかというのが1つ。

その計画事業評価の主な施策内容④で、事業の指標のところには、この I S O が見受けられないですね。補助事業だからかと思うんですけど、とても大切な事業なので、ここはどうしてかなという疑問があるのが1つです。

それと、もう一つは、こういうのをやるのには、企業のメリットがないとだめですよね。やっぱりそのメリットととしては、賞状がお店に飾れるとか、区長から表彰してもらえるのをインターネットで配信できるとか、そういう表に出る広告効果のあるようなことをすればと思うんですけど、そこのところはしていらっしゃるかもしれないので、そこを教えていただきたいのです。こういうところも何か形で、そういうメリットがあるようなことを考えたほうが進むのじゃないかと思います。

【説明者】

一番初めの位置づけなんですけれども、ご指摘のとおり、計画事業51、地球温暖化対策の推進の④の環境マネジメントシステム認証取得費助成、この事業でございます。

これは、実は20年度のときにこの取得費助成の指標は入れていたんです。

そのときは件数を指標にしていたんです。ただ、件数だけで見ると、非常にその件数が少ないから、この事業は全く効果がないかというと、そういうことはないので、むしろその取得した企業がどれだけ効果があったかということをアンケートでとって、それを指標にしようというふうに考えているんです。

そういう意味で、21年度、今年度に関してはこの指標は外して、むしろ21年度、目玉事業で次の項目で出てきますが、太陽光補助ですとか、そういう補助金をつくったので、これは4つしか指標が選べないので、そっちの指標を持ってきたんですけども。

3番目の企業のメリットですが、1つは表示なんですけども、ISOを取得しますと、その認証書というのが来ますので、ああいうものを企業の玄関先に張るとか。この取得企業をちょっとホームページのほうに掲載してもいいかと思いますよね。

ただ、これ、1つは先ほど言いましたように更新をしていかないといけないので、3年たつと、その企業が今度やっているかどうかというのは、また確認していかないといけないので、その辺はちょっと我々も気をつける必要があります。何年度取得とかいう形だったら出せるかもしれませんので。その辺はできるだけPRするようにしていきます。

【部会長】

先ほどのアンケートはこれからだということですが、結局はこれはいつまでやって、いくつ を目標にするんでしょうね。未来永劫に続くものでは決してないと思うんで。

【説明者】

計画事業とてし23年度まで計画しておりまして、平成20年度からそれぞれ10カ所ずつ毎年度 やっていこうという一応目標を持っていて、40企業というふうに目標値としては持っておりま す。平成20年度から23年度で40企業というのが目標値です。

【部会長】

目標企業数に達しないと、さらに24年度以降もやる必要がある事業ですか。

【説明者】

そうですね、その辺のところは23年度のときに評価いたしまして。

というのは、実は I S O の取得が、ちょっと時代の流れの中で一時期の盛り上がりというのがなくなってきて、例えば自主管理でやっていくとか、いろんな形が出てきておりますので、そういうものを評価して、それで23年度、24年度以降はまた考えたいと思っています。

【部会長】

その次のほうも簡単にご説明いただけますでしょうか。

【説明者】

では、次の補助事業48の新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金です。

この補助金は平成21年度から始めた補助金、昨年度、まだ1年度目で、今年度も継続してやっております。象徴的なところは太陽光補助だったんですが、太陽光補助は当初の予定を非常に上回る、実は昨年度1日目で、もう当初の予定件数をオーバーしてしまったというようなことです。そういうような形で、新エネルギー、太陽光ですとか、また省エネルギー、いろいろ高効率給湯器、そういうものを積極的に導入して、省エネルギーを図って、 CO_2 の削減を図ろうという趣旨です。

これも値段が高いので、なかなか初めの導入というのが大変なので、当初は区が支援してできるだけ導入して、値段が下がってきたら、それは今度は市場原理に任せていくという想定です。

質問ですが、1つは対象項目ごとの想定件数、予算額と実績の内訳、これの資料。また、2つ目が改革方針に事業者への補助の検討としてありますが、その検討内容ということで、まず1番の想定件数と予算額なのですが、集計表をお手元にお配りしています。

21年度の住宅用新エネルギー及び省エネルギーの機器導入集計表というのが行っているかと 思います。そこで見ていただくと、太陽光発電システム第1期、2期、これがいわゆる当初予算 で想定したいた件数でございます。これ、新宿区は一戸建てが比較的やっぱり少ないということがあって、太陽光を屋根の上に設置できる家というのがそんなにないんではないかということで、想定件数10件ということで、予算額800万ということで始めたわけですが、先ほど申しましたように非常に応募者が多く、10件はすぐにいっぱいになりまして、第3期目、これは1月からの募集になったんですが、このときに補正予算を組みまして、それで70件ということで、70件を想定して3,500万、これも補正予算でとったものです。

太陽熱給湯システム、太陽熱温水器はそこの想定件数のとおりで、 CO_2 の冷媒ヒートポンプ、いわゆるエコキュート、これが30件で、エコジョーズ、これはガスですが、潜熱を回収してもう一回使うというもの、これが300件です。また、ガス発電給湯器(エコウィル)が30件で、高反射率塗装が24件ということで、想定件数は、全部一律に足した件数ですが、491件の予算額は7,650万、実績件数が457件、実績額は6,172万4,000円ということで、以下は表のとおりの実績です。これが1つ目のものです。

2つ目は、改革方針に事業者への補助ということなんですが、平成22年度の新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金制度、事業者用というパンフレットをお手元にお配りしています。これは住宅用だったんですが、いわゆる事業者用のものはないのかという問い合わせがあったことを踏まえて、太陽光発電システム補助に関してだけなんですが、事業者用も新設いたしました。

予算額が、年度当初ですが900万円、1件当たりの上限が90万ということですが、こういう 形で事業者向けの太陽光システムの補助制度、これを平成22年度から導入いたしました。

【部会長】

ありがとうございました。それでは、委員のほうから再質問、いかがですか。

【委員】

この補助制度ですけども、我々ヒアリングをやっているのは単独の補助事業でというような 仕切りだと思いますけども、そういう観点からすると、これは新宿区の単独補助事業と考えて よろしいんですか。

【説明者】

これは、基本的にはこの金額自体は単独の補助なんですけども、これはどの補助制度かによって違いがありまして、太陽光補助につきましては、別建てで国の補助と東京都の補助がついております。ですから、新宿区は新宿区の単独補助をやるんですけども、太陽光システムを入れると、区補助に加え国の補助金と東京都の補助金がつきます。

それで、我々はその国の補助と東京都の補助を前提にして補助制度を考えたんですね。それで、導入当初、半額……。つまりおおむね3kWを発電できる太陽光の設備が約200万ぐらいかかると。もうこれは概算ですけども、200万ぐらいかかって、その半分の100万ぐらい補助したいということで、国と東京都を足すとおおむね50万ぐらいになるんですね。新宿区が3kWですと、50万ぐらいの補助に。当初、キロワット当たり18万でしたので、50万ぐらい補助して、それで全体として200万の設置費用のおおむね半額、100万程度は補助すれば、導入が促進される

のではないかというふうに考えてやったというわけです。だから太陽光補助につきましては、 国の補助と東京都の補助があります。

ただ、ほかの太陽熱に関しましては、国の補助はなくて東京都の補助だけです。ヒートポンプ、先ほどの高効率給湯器なんかに関しましては、東京都の補助はなくて国の補助です。それぞれ補助の仕方が違います。

【委員】

国も補助していない、都も補助していないものに対して独自に補助しているというものはあるんですか。

【説明者】

高反射率塗装がまさに区だけの単独補助です。

【委員】

区が国とか都の制度に上乗せして、あるいは独自に助成されるというのは、温暖化対策に対して前向きだという姿勢がうかがわれて、非常に評価するものです。

そうしたときに、その区の補助というのは、実質4分の1ですよね。大体他の団体もそんなものですか。もう少し上乗せしてその補助をするとか、そういうことはないですか。

【説明者】

例えば太陽光に関していいますと、新宿区の補助は当初、1kW当たり18万の補助をしていたんですが、これは概ね日本一の補助額です。18万も補助しているところはほとんどありません。23区でもせいぜい10万ぐらいですね。ほかの市町村になりますと、本当に数万円とか、そういう補助でした。

ただ、新宿区も途中から、いわゆる太陽熱で発電した電気を東電が買い取る、買い取り制度が新しくなって、倍の値段で買い取るようになったんですね。それが昨年の11月ぐらいからなんですけど、そういうことを踏まえて、補助金額は少し減らして、今はキロワット当たり14万なんです。

ですから、そういう意味だと、当初、キロワット当たり18万というのは、もう概ね日本一の補助でしたので、マスコミ等でも取り上げられて注目が高かったということです。

【委員】

それは大いに進めていっていただきたいと。そのこと自体はですね。 2つ目、よろしいですか。

いろいろその施策を地球温暖化防止のために、CO₂削減のための施策ってあるんだろうと 思うんですが、国全体のその削減目標というのがどの程度までいくのかというのが、ちょっと 不確かなところはありますよね。そうした中で、区の施策として、どこまでを目標としてとら えていくのかというところは現在どうなっているのかということ。

それから、もう一つは、新宿区でもいろんな施策を行っていらっしゃると思いますが、それが一言で言えば見えるかということに尽きると思うんですが、それぞれの施策がどの程度のCO₂削減の効果をもたらしていくんだろうかと。こういうところをもう少し明らかにして区民

に対して協力を呼びかけていかないと、あまり協力が得られないのではないかと考えているんですけども、そういった観点からのお考えをお聞かせいただければと思うんですが。

【説明者】

まず、1点目の温室効果ガス、おおむね CO_2 なんですが、その削減の目標ということです。1つは、国の目標等々を踏まえながら考えていくんですが、国は当初、京都議定書ということで、マイナス6%という目標を出しました。これを踏まえて、新宿区は平成18年に省エネルギービジョンを策定して、ここでは国の目標を新宿区に置きかえたんですね。そうしたら、当初は産業部門等で減らすというのが非常に多かったんです。新宿区は産業部門は少なくて、先ほどの民生部門、いわゆる業務とか家庭部門が多かったので、そのために新宿区の目標は、国がマイナス6%だったんですが、それを引き直すと、新宿区は当時は1990年比、2010年にこれがプラス7.6%となってしまうわけですね。プラス7.6%になるんです。これは、自然増していくのを、プラス7.6%に抑えれば、京都議定書のマイナス6%に、国が言っているところに新宿区としては当てはまる。ただ、新宿区はより意欲的にということで、プラス7.6でなくて、1990年比、2010年にプラス5%。2010年というのは今年なんですけども、今年にプラス5%という目標で進んでおります。

ただ、もう皆様ご案内のように、昨年、前鳩山首相が1990年比、2020年にマイナス25%ということを国際的に表明いたしました。それに関しましては、国のほうが、今、地球温暖化対策基本法、今まで、対策推進法というのがあったんですが、今、基本法というのをつくっておりまして、これがまだ議決されておりませんが、そこに国のほうはいろんな条件をつけながら25%ということを言っているんですね。ほかの国が同意すれば25%だみたいな話をしている。

ただ、我々としては、やはり国が表明している25%というものを踏まえて、新宿区の目標をつくらなくちゃいけないというふうに考えております。それで、今、先ほど申しました、仮称ですけども、新宿区地球温暖化対策実行計画というものを今年度つくろうというふうに考えております。そういう中で目標値を設定していくんですが、この25%というのは非常に厳しい、ものすごく厳しい数字なんですね。そういうことで、今、環境審議会のほうでいろいろ審議をしてもらいながら、どういう新宿区としての目標を設定していくか。当然、国の1990年比、2020年にマイナス25%という目標は見据えながら、新宿区としてどういう目標をつくっていくか、これを今、実は検討中です。

今回、非常に厳しいのは、いろんな情報を集めての中なんですけど、国のほうが、今までは産業部門でかなり削減してきたんですが、産業部門のほうは、工場等は規制が厳しくなってきて、今度は業務部門、いわゆる新宿区が一番多いとされる民生、家庭・業務部門、この部門がやっぱり削減しなくちゃいけないとなると、京都議定書のときのように、国はマイナス6%だったけど、新宿はプラス5%でいいとか、そういう話にはどうもなってこない。まさに削減しなくちゃいけないわけなんです。そうすると、25%というものをよく考えながら目標設定をしていかなくちゃいけないんで、そういうものを見据えながら、まだ今これからつくるところですけれども。

ちなみに、2007年、これは最新の23区共通の算定手法による排出量なんですが、 CO_2 がおおむね310万 t 排出されているというようなことになっていて、それは1990年比だと26%ぐらいオーバーしているんですね。そうなってくると、そのオーバー部分を減らして、さらに25%というと、1990年比の25%削減というのは非常にすごい削減、50%ぐらいの削減になってしまうということで、そういうものはよく考えて目標を設定していきたいと考えております。

【委員】

私たちはこれをやったらこれだけCO2が実際に減るんだという、その目標があるのに、このやっていることに対しての数量的な裏づけは全然ないじゃないですか。それをやれば、もっと出したほうがいいとか、意味ないとか、あるじゃないですか。

今おっしゃった CO_2 は310万 t あるんだけど、この計画でこの段にきたら、何年後かには例えば1,000 t 減るとか、2,000 t 減るとかって、そういうものの対比でやってくれると、あまり文句を言わないんじゃないかと思うんです。そういう環境の数量の変遷がわかるようだと、補助金もしようがないと理解できるんだけども。

一番大事な問題は、太陽光といったって、あの発電をやったら大体15年ぐらいしかもたない。太陽光の発電の資機材をつくるときに使った CO_2 は取り戻すのに50年ぐらいかかるいう話が何かあったでしょう。その辺の整理をして、我々にはこういう意見もある、こういう意見もあるから、こういきましょうというのはできないのでしょうか。国の施策があって、都があって、下にいるからできないという話で終わっちゃえばしようがないんだけど、新宿独自でそういうのもつくれるんじゃないのかなと。そういうようなお考えは先行きありますか。

【説明者】

1つは、今回つくる新宿区の地球温暖化対策の実行計画、そういう中でどういう道筋を立て て目標を達成していくかというのは、できる限りは示していきたい。それは区独自のものなの で、そういう形で示したい。

ただ、やはり国の施策とか東京都の施策と連動してやっていかないと、これは同じ地域で重なってやっているものですから。

【委員】

我々素人にわかりやすいのは、 CO_2 の排出量が問題になっているんだと。そうすると、国とか都の目的だと、これは何年後にはこうなるんだと。だから、同じ何というの、キログラム単位というか、メーター単位でもいいから、それでの数量の違いがわかるようにやってくれると、応援する気になりますよね。できれば、そういう同じようなもので、国の施策はこうだと、新宿区は独自でやるとこうだと、そこら辺のところで。

CO₂がいくら出ようが、本当はわからないんだけど、同じレベルでいうと、何となく納得するんじゃないですか。そういうことをお考えいただければ、区民としては楽ですよね。

【説明者】

そこら辺の物差しをわかりやすく、国だとか、東京都だとか、区、それがわかるように示していくというのが我々の課題だと思います。

【委員】

もっと具体例に、市民にわかるような施策をやると、いくらかかってもしようがないなと思うんだけど。塗料にうんと金をくれれば、みんなあの辺の屋根を塗っちゃえば随分違うんじゃないのか。太陽光発電というのは言っているほど効果がないという情報が入ってくる。まだそこら辺が審議中なんですか。

【説明者】

太陽光発電に関しましては、1つは科学的に効果があるかないかというのを我々が証明するというのは非常に難しい話で、これは一応国、東京都、この辺が皆さん認めている話なので、我々としても、一般的には発電の部分からは CO_2 は出ない。ただ、確かにパネルをつくったりするときに、ある程度の CO_2 というのは出てきます。だんだんと機械がよくなってきていますので15年から20年もつようになるかというのはあるんですが、その期間やると。そのときにどれだけ発電できると。それは CO_2 に換算してこれくらいだよというのは、仕組みとしては平均値として出していこうとは思っております。

【委員】

今の委員の話と連動するんですけど、プラスチックの減量で、プラスチックが回収できるようになった。やっていない区もあるんですよね。新宿区はすごく先進的なんですよ。だけど、そのごみ減量はごみ減量、太陽光は太陽光になっているので、区民としては、それを全部総合したら一体どうなるかというのが、今委員の言っているのと同じなんですよね。同じ担当課なので、ぜひ今度その基本条例ができたら、そういうのをまとめて、どのくらいなんですから、どこをどうしたらいいですよという、私たちができるところはここですよというような、できないところもありますから、そこのところをちょっと出していただけると。

【委員】

例えば「みどりのカーテン」をやると、これぐらいやると電力としてこれだけになる対比表をつくっていたじゃないですか。

【委員】

家庭の日常の電気の使い方とか、いろいろあるわけでしょう。そういうものを細かくやっぱりPRして、皆さんに周知しておいたら。ごみ減量は何年もかかったけど、ここまできたんだから。

【説明者】

見える化の部分、皆さんからご意見をいただいて、そういうふうに一括していろんな施策を やっているけども、それがどれだけCO₂が削減できたのかというのを出して、それを集計す るとこんな形になるというようなのは、我々のほうとしても少し考えていきたいと。

例えば出しやすいのは、ライトダウンなんかなんですね。ライトダウンはこれだけと、こうデータをとりますので、それを CO_2 換算して今でも出しているので、ああいうような形で、各事業でこれだけというようなものを考えて、それを足してこれだけになるというようなことを考えていきたいと思います。

【部会長】

ありがとうございました。

これは新しく始まった事業ということで、まだ執行率とかのデータがないということでいいと思いますが。

【委員】

これはまだ来年も続くわけですね。

【説明者】

はい、計画事業ですので、23年度まではやっていきたいと。

ただ、実際に太陽光発電もどんどん普及していきますと、今度は取りつけられるお宅は取りつけていってしまい、取り付けられるお宅が少なくなってくるので、その辺は予算のときに若干調整は入るかもしれませんが、今のところ、23年度まではこの制度は継続していきます。

【委員】

区民は、外れた人は来年、期待していますから。

【部会長】

これは新築と新築じゃない、いわゆる既存の住宅との比率ってどのぐらいなんですか。あるいは、戸建てとマンション、集合住宅との比率とかってどのぐらいですか。

【説明者】

1つは、戸建てと集合住宅なんですが、太陽光に関していいますと、圧倒的に戸建てが多いです。新築はやはり2割か3割ぐらいで、あとは既存のところに付けるという形です。

【部会長】

わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、ただ今よりみどり公園課の事業、49番、50番、51番、3つヒアリングをしたいと 思います。

最初に、簡単にご回答の内容についてご説明いただいてから意見交換したいと思います。よ ろしくお願いいたします。

【説明者】

まず、21年度の保護樹木・樹林・生垣への助成ですけれども、助成金の交付件数、樹木については263件、1,052本、それから樹林については38件、9万618㎡、生け垣につきましては39件、1,078mになっております。

これは実際に補助金を出した件数で、実際に指定されている本数はこれより若干多くなっています。これは、申請を出さなかった人、自分でやるからいいという人たちが何人かいらっしゃいまして、実態として指定されている本数と交付金を出した本数は違っているという状況です。

保護樹木は、平成21年度につきましては1,090本あります。そのうちの補助金を出したのが1,052本になります。

【部会長】

保有している人は毎年申請書を出すわけですね。

【説明者】

そうです。

【委員】

出さないという人は、自分でやるか、あるいは放置しておいてもいいのか。

【説明者】

例えばお寺さんは、住職さんによっても違うんですけども、本来これは自分でやるのが当たり前のことだとおっしゃる方がいらっしゃいます。そういう方は、補助金はあまり大した金額でないといえばそれまでなんで、その分については自分で出しますと。

それと、もう一つは、例えば土地を借りて住んでいる方と所有者が遠くにおられて、なかなか申請の書類がきちんと出せない方がいらっしゃいます。そういうことで、受け取っていない方もいらっしゃいます。

そういうことで、若干ですけれども、助成金を出す本数と実際の本数が違ってくる状況にあります。

【部会長】

次の補助事業も続けて説明をお願いします。

【説明者】

生垣・植樹帯の新設助成、ブロック塀等撤去助成について、執行率が低いことの要因として、制度の使い勝手にも問題があるのではないか。また、設置時の助成ですが、メンテナンスにも経費がかかるので、補助率など、何か見直すことによって、もっと利用される制度となる方法はないのかということですけれども、助成単価や限度額については、今年の2月、みどりの推進モデル地区を指定して、その地区内では一部条件を緩和しております。緩和した分についての効果を、今年度を含めて検証し、実績を上げていきたいと考えています。

それから、生け垣につきましては、保護生垣という指定をすると管理費が出るような形になっております。これは先ほどの生け垣39件、1,078mというのがありますけれども、これが生け垣に対する助成の実績です。あまり難しい条件はなくて、高さ1.2m以上の生け垣で長さが15m以上あれば、年間管理の補助金が出るようになっております。20mまでがメーター当たり900円、20m以上のものについては、20m超えた分につきましてはメーター450円になっております。ですので、20mの生け垣を持っていますと、1万8,000円の年間補助金が出ます。このぐらいですと、刈り込み1回分の管理費になると考えております。

それから、2番目です。

実績を上げるために、建築の所管課に、区民、事業者に建物新築の際、生け垣の提案をしてもらうとか、道路課での課での巡回の際に働きかけををしてもらう等、連携できることがあるのではないかと。これは、現在緑化計画書制度というのがありまして、建物を新築する場合、敷地が250㎡以上ですと、一定の緑化が義務づけられております。その中で、接道部緑化、要するに道路に面した部分は一定の割合について、これは敷地面積ですとか、接道条件によって

違ってくるんですけども、接道部について最低でも20%は緑化をしなければいけない。これが必ずしも生け垣ではなく、低木などの緑であればいいのですけれども、こちらの制度についてはかなりの利用をしていただいています。

純粋に既存の家でブロック塀などから生け垣にしようという方はなかなかいらっしゃらないけれども、家の建て替えの際に、緑化計画書に基づいて、いわゆる生け垣ですとか緑化をすることは、現実的には増えている状況です。

3番目の、生け垣の場合、フェンスとの兼ね合いで、フェンスが生け垣の内側、建て物寄りにあると補助対象で、フェンスが生け垣の外側だと対象外になっていることの趣旨はということですけれども、この緑化計画の目的は、緑化の推進をすることは当然ですが、都市景観の向上ですとか、地震等の災害時の安全性の確保ということを目的にしておりますので、生け垣の外側にフェンスをつけた場合、生け垣が少し見えなくなってしまうですとか、ひどい地震の場合には、場合によってはフェンスや一部の構造物が倒れたりする危険があるということで、基本的には、補助を出すときには外側に緑、内側にフェンスをつけてもらうという趣旨で行っているものです。

それから、屋上緑化、壁面緑化の新設助成ですけれども、これは1番の質問と同じですが、 平成20年度に開始した制度で、概ね工事費の2分の1程度の工事負担で屋上緑化ができる制度と なっております。20年度はある程度の実績がありましたけれども、21年度になりまして、少し 実績が落ちています。この一つの原因としては、リーマンショックで、不急のものはやらない と。要するに、単独での屋上緑化の場合、金銭的に余裕がある場合にやるのではないかという ことがございまして、単独の場合は景気が回復するまで見合わせようかというような傾向があ ったのではないかと私どもは推測しています。現に、緑化計画書の提出や申請も、例年120件 ぐらいありますけれど、21年度は90件程度まで落ち込んでいます。建物を建てること自体がも う少なくなっていますので、連動して、屋上緑化をやろうとする人が、資金繰りの面でまだ見 合わせているというところがあったのではないかと推測しています。

ただ、今年度につきましては、もう既に4月から3件の助成を行っています。問い合わせその ものは10件以上いただいていまして、実績的には、今年はかなり上がると予測しているところ です。

実績を上げるための方策ですけれども、これにつきましては区の「広報しんじゅく」7月5日 号で制度の周知を行っております。また、ホームページ掲載、パネルやポスターの展示、パンフレットをお配りしたりして、区民の方に周知を行っているところです。また、緑に関する相談や陳情をお受けしたときに、この制度も一緒にご紹介して、広く区民に知っていただくということも行っています。

【部会長】

ありがとうございました。質問をどうぞ。

【委員】

こういった助成制度、緑を増やしていくということで、結構効果のある制度だということで、

大いに推進していくべきだと考えているところですけども、今、ご説明にあった17、18のところのヒアリング項目3番目のところで、私どもはマンションに住んでいまして、生け垣で敷地の周囲をめぐらしているんですけども、フェンスがその生け垣の前にあるんですね。助成申請をしたときに、担当の方にも見ていただいたんですけど、生け垣の前にフェンスがあるんで助成対象にならないと言われました。フェンスですから、都市景観上ちょっと問題みたいなお話だったんですけど、フェンス自体は黒い通常のフェンスで、格子状といいますか、全然目立たないんです。それにもかかわらず、対象にならないというのはどうなのかなという気がしていまして、そういったところまで基準を緩和していただけたらと思ったりしているんですけど。

【説明者】

1つは、フェンスもいろんな種類がありまして、生け垣の前にいいとなると、どこでまた線を引くかという問題が出てきます。このフェンスならいいけど、このフェンスはだめだというと。要するに、フェンスの形状によっては、非常にそのフェンスばかり目立って、いわゆる生け垣ですとかという後ろの緑が見えなくなってしまう場合もあります。そうすると、フェンスが前でいいけれども、こういう条件の場合というと、たくさんいろんな条件を列挙しなければいけなくなってくる可能性があるので、基本的には、フェンスについては後ろ側につけていただいています。

フェンスにつきましても、例えばブロック塀を何段か積んで、その上にフェンスをつけたりする場合もございますし、この場合はいいけど、この場合はだめだと、それを列挙するのがなかなか難しゅうございます。ですので、基本的には前に緑、後ろにフェンスということならば一番わかりやすいし、その緑が前に出ることによって、フェンスが丸々見えないということも出てくるのではないかと考えます。

【委員】

なかなか難しいですかね。

【説明者】

その辺は難しいと思います。

建築のほうと絡んでくるんですが、緑化計画書制度のを利用する場合は、事業者が必ず相談に来ます。そのとき、敷地内の緑化についても、基準の網の目というんですか、それをくぐって、ではこれならいいだろう、あれならいいだろうといろいろ言ってくる場合がございます。細目をいろいろつくっていきますと、なかなかその抜け道というんですか、そういうところで、こちらの意図にそぐわないようなものをつくられてしまう場合もございます。そのため、基本的にはわかりやすく、フェンスよりも生け垣は前というような形にしている状況でもあります。

【部会長】

そういうお話って結構あるんですか。

【説明者】

ええ、あります。じゃ、どうやったらいいんだと。例えば少しでも緑が前に出ていればいい のかということで、刈り込みをしないで伸ばしておいて、それから刈り込んでいきますという 場合もあるかもしれないんですけども、基本的にはもう一言で、前にフェンス等があったらだめとしております。

竹垣は恒久的なものでなく、何年かしたら腐ってしまうものですから、その頃には生け垣、 植物のほうがしっかり生えるということで、竹垣の場合はいいということになっております。

【委員】

悩ましいですね。これで件数が低いという。

【説明者】

緑化計画書制度の中では、いわゆる接道の緑化的なものは行われています。いわゆる一般の 方が建物の建て替えなしに、いきなりブロック塀を生け垣にしようとなさる方がなかなか少な いというような現状があるところです。

【委員】

この目的は、新宿区としては緑が欲しいと。屋上緑化もそうですね。屋上緑化はどうして緑が多いのかというと、例えば航空写真から見た場合に、緑被率か何かをカウントするんですか。

【説明者】

ええ。

【委員】

例えば接道部は少ないけど、家と家の間がブロック塀ってあるでしょう。屋上緑化は上から 見たらいいんだけど、接道部分じゃなくて隣地部分、そういうのだって、結局、緑化率には変 わりない。接道部でそんなに間口の大きいのは本当にお屋敷ばかりです。

地震の安全対策というのが1つありましたよね。地震なり火災が起きたときに、隣へすぐ侵入できるというのが、一つの緑化の目的があるわけでしょう。道路面ばかりじゃなくて、例えば道路はテナント、店舗なんだけど、隣のうちは普通の住宅で、そこの奥まったところの間は生け垣なら入れるじゃないですか。そういう展望も考えないと。

屋上なんかを緑にしたら、本当は水ばかり必要で、整合性は出なくなっちゃうわけですよね。 植木に水をやる量のエネルギーによる消費のほうが大きい。緑化だけ考えたら、接道部分じゃ なくて、それより隣地の境のほうの緑も認めたらいかがですか。隣のうちに猫が行ったり来た りするようなところが寂しく金網であるより、お互い少しずつ生け垣をつくったり、そのほう が潤いのある景観のまちになっていくんじゃないんですか。それはまちの中に緑が多くなると いうことについては同じじゃないですか。

【説明者】

確かに屋上緑化はだれも見えないというのもありますので、その辺が、私どもが税金を使っているから見えるところだけというところの整合性がとれなくなってきてしまう話もありますけれども、今の時点ではそういう考え方なので、ちょっとその辺の検討は必要だと思います。

やはり、助成というのは税金を使ってやるものですから、公平性がなくてはいけないのと、 もう一つは、委員おっしゃるように、新宿区は土地が狭いものですから、日が当たらないよう なところが結構多いのではないかと考えています。

【委員】

この生け垣の補助事業は、計画事業の何にくっついているんですか。

【説明者】

計画事業ではございません。経常事業です。

樹木・樹林の保護については計画事業ですけれども。

【委員】

その樹木の保護は、平成17年3月に補助金等審査委員会の答申が出ていますよね。それには この樹木樹林のの保護助成というのがあるんです。

そこでは保護樹林が1,029本で、21年度は1,052本。何かあまり変わっていないんですけども。 平成15年度の助成金支出が653万になっています。今どのくらいになっているんですか。

【説明者】

昨年度は660万1,500円です。

【委員】

そのときの調書に、「助成金の使途について調査することにより、適正な交付を確保してい く」となっているんですけど、これはどういうふうになっているんですか。

【説明者】

実際に補助金を出すとき、毎年1回その申請をしていただいています。

そのときに、どういうことにどれだけの管理費を使ったというような実績報告は出していただいています。

補助金額そのものは、例えば1本当たり9,000円、2本目から4,500円ですとか、そういうもの自体は変わっておりません。もう既に1,000本強の保護樹木を指定してあるんですけども、これから爆発的に増えるということはまず考えられません。

【委員】

そうすると、この前の15年のときの木でもう枯れたりなんかしているものは、新しいものが 追加されているということですか。

【説明者】

そうです。単純に少しずつ増えているんじゃなくて、減ったり増えたりして入れ替わりがあります。ですが、わずかずつですけども増えています。

今でも指定されていない樹木については、まちを回ったときに持ち主の方にお声をかけて、 保護樹木にしませんかというようなお話はさせていただいているところです。

【委員】

新宿区みどりの条例は、区民だけじゃなくて、行政の建物も入りますか。区の建物については、これは除かれるんですか。

【説明者】

いや、除かれません。入ります。

【委員】

この生け垣にしてみましても、区が新しく建てるときに、生け垣をおつくりになっていると ころは少ないのです。

こういう条例がありながら、自分のところの樹木は切りますとか移しますとか言うんですね。 区の施設の周りって結構大きいんですよ。その周りを生け垣にしただけだって、随分緑が増えるわけです。新宿西口に野村ビルってありますけど、あそこは本当に周りに木を植えてくださっているんです。だけど、区が建てるものについては植えてくださらないところが多いんですね。だから、そこのところは、やっぱり区民も行政も一体になってこれを進めるという、そういう行政も率先してやるというようなことをしていったほうがいいと思います。

【説明者】

公共の建物のほうが基準が厳しいはずです。緑化計画書基準の中では、生け垣という言い方はしていないんです。接道緑化をしなさいと。それは生け垣とは限らないで、例えばツツジみたいな灌木でも、接道部分に植えたものについては接道緑化として認めることになっています。特に民間の建物だと、生け垣にならないで、いわゆる低い灌木になることのほうが多い。その間に高木が何本か植えられたりする、そういう仕立てのつくりにされることが多くなっています。それは公共の建物についても、その接道緑化ですと、全体的な緑化面積ということは変わりません。かえって多くつくらなければいけないぐらいの基準にはなっております。

【委員】

でも、地域センターなんかでも、そうでもないところもありますよね。古いからでしょうか。【説明者】

この制度が平成3年からできているんですけど、その前はちょっと少ないところがあるかも しれません。その後のものについてはかなり緑化されているはずで、この間完成した戸塚の区 民センターも、かなり緑化されていて、屋上緑化もそうですし、壁面もかなり緑化されている と思います。

【部会長】

率直な印象は、やっぱり50番の事業の評価、51番の事業の評価は、効果が十分でないという ふうに自ら言っていらっしゃるわけですね。応援したいというのは委員みんなそうなんですが、 ただやっぱり見直さないわけにもいかないでしょうという印象もあるんですよね。

公共施設の場合だって、生け垣はつくらないって今、課長がおっしゃったように、生け垣というのは、あれば美しいけど、ちょっと現実から離れてきているかなというような……

狭小の宅地も増えてきているので。しかし、緑化は増やさなきゃいけない、CO₂削減を含めて考えなきゃいけないということで、「生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等の撤去助成」「屋上緑化、壁面緑化の新設助成」が効果が十分でないということをどういうふうにこれから改善しましょうというのが課題なんですけど。

【説明者】

まず、「屋上緑化、壁面緑化の新設助成」につきましてはまだ始まったばかりで、今年も実績が上がりつつありますので、ちょっと様子を見ていただきたいと思います。去年はたまたま

少なかったですけど。

【部会長】

モデル地区をつくられたということは、効果があるんでしょうか。

【説明者】

モデル地区はまだ昨年度の2月から始まったばかりで、まだ何カ月もたっていないんで、ちょっとまだそこまでは検証できていません。

モデル地区以外でもそのお申し出がありますんで、これはもう少し効果が出てくるような感じは持っています。

ただ、「生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等の撤去助成」のほうにつきましてはなかなか難しいところで、箪笥地区にモデル地区を設定しました。そのモデル地区は、先ほど言いました接道緑化の部分に、低いものでよかったんですけども、それを生け垣にする分、高くなった分、余計にかかった分については補助金を出しましょうという。要するに、義務化でやる、義務のままで民間でやる低いものについては補助金を出しませんけど、その距離の分だけ、いわゆる生け垣1.2mぐらいのものにすれば、その樹高を高くした分のお金については補助金を出しますという制度をつくりました。

ということで、緑化の量は変わらないんですけど、それによって生け垣が増えてくるのでは ないのかということを今、期待しています。

これも今年の2月から始めた制度で、何カ月もたっていませんので、まだ実績はないんですけども、これをもう少し情報発信して、生け垣が増えるような方策にしていきたいと考えております。

【委員】

区の施設で、新しく建てて生け垣にしたところはあるんですか。

【説明者】

生け垣はあると思います。

【委員】

区民が言っているのは、生け垣がいいんだったら、何で区がやらないのかと。

区がやらないのに、私たちだけ何で生け垣なのかと。生け垣じゃなければやりたいという人もいるわけですよ。あれ、一番大変なんです。うちも生け垣になっていたんですけど、車が来るとみんな傷めてしまうし、排気ガスで木が枯れるし。だから、もっとそうじゃない、排気ガスにも強いようなものだったらば同じじゃないのというのが区民なんですよ。

【説明者】

要するに、見た目の量というんですか、目の高さで緑がつながるというのは、緑の効果というのは非常にあると思います。また、背の低い植栽に、ところどころ高いものを植えれば、それは一つの効果があります。しかし、接道部にあまり高い木を植えますと、枝の張りがあって、道路上にはみ出してしまうことも考えられます。

【部会長】

生け垣がまずいとは思っていないんですけど、新しい建物をつくったり、つくりかえたりするときに、緑化計画があったりする。そのときに、一般的にはマンションは生け垣が多くないじゃないですか。中が見える安全性のことにもなるし。だから、何か生け垣助成というものだけにこだわり過ぎているかなという印象はちょっと委員の中にあるんではないかと。

【説明者】

接道緑化の制度の中にも、植樹帯という考え方もあります。生け垣だけではなくて、低い中に高木が点々と入るようなこともあるんですけども、そういうことをしないと、低木のツツジだけになってしまうので。これも緑化としてはどうかというところがあるので、最低基準はツツジ類なんですけれども、やっぱりそれでは緑化の効果が少ないので、なるべく見た目でボリュームのあるもの、立体的なものを目指しているというところがございます。

【部会長】

緑のマスタープランというのがありましたよね。その中には、今後の緑を増やす方策あるいは補助金についてを言及している部分というのはないんですか。

【説明者】

10年からの計画では、補助金の話をすると、実行計画ですと、なかなか金額的なものは入れ にくいところがあります。気持ちとしては緑を増やすことはあるんですけども、見直すという 言葉の書き方ぐらいしかできないのが現状で、なかなか金額的に倍にしますとかという話には ならないところがあります。

【部会長】

わかりました。

【委員】

補助事業49番目「補助樹木・樹林・生垣への助成」で、生け垣への助成の中に植樹帯というのは入るんですか。

【説明者】

保護という観点からすると、保護植樹帯というのはないですね。要するに、生け垣で1.2m 以上の連続して15m以上のものがないと。その場合に管理費を出しますということです。

【委員】

概念としてちょっと違うんですかね、植樹帯と生け垣は。

【説明者】

それと、あとは木が1本1本が太くなった場合ということで補助を出しています。

【委員】

そこら辺も、保護すべき生け垣とはちょっと違うのかもしれませんけど、緑であることは違いありませんからね。

【委員】

管理費、やっぱりお金がかかるしね。

【部会長】

連続15mって、2軒でもいいんですか。

【説明者】

一緒にして15mです。

【部会長】

そういうのが現実的なのかどうかという話がありますよね。

【説明者】

そうですね、今年みどりの実態調査というのをやるんですけども、その中である程度の数値が出てくれば、実際15m以下のがたくさんあるということになれば、もう少し考える必要があるという気がします。

【部会長】

やっぱり補助金は使われて何ぼですからね。ニーズに合った形で見直してほしいと思います。 外から見えることも重要だけど、でもいろんな価値がありますからね、緑には。 このぐらいでよろしいですか。

【委員】

枝が道路から出た場合、例えば、道路から50cmも60cmも出て、4mもないような道路の場合、 今、宅急便も大きいじゃないですか。あれがガサガサ当たっているけど、あれは指導はみどり 課でやるんですか。

【説明者】

なかなか難しいです。

【委員】

そうすると、どこがやるんですか。

【説明者】

自己責任ということになってしまうんですけども。

補助金も、幅が4mない狭い道路の場合は、セットバックをしてつくらないと補助金が出ないということです。

延長15m以上あれば保護生け垣に指定していただいて、管理費を出して、その中でやっていただくということはありますけれども、そうでない場合、区で全部お金を出すということはなかなか難しいことなので、一定の基準を決めさせていただいています。

こういうやり方をするといいですよというお話はさせていただきます。現場を回っている職員がいますので、ご相談いただければ、なかなか補助まではいかないんですけども、ご相談には乗ることはできると思います。

【委員】

隣地との境界のほうも少し検討したほうがいいと思います。新宿区の全体の保有緑化となると、それもカウントできると思います。

【説明者】

そうですね。屋上緑化もするようになって、やっぱり緑を増やすために屋上緑化の助成金を

出すようになりましので、そういうことも含めて、少し検討したいと思います。

【部会長】

道路ごととか、3軒とか4軒がまとまって、うちはこんなふうにします、生け垣何mルールじゃなくて、生け垣も高木も灌木も含めてとする、とか。

お花だけじゃなくて、やっぱりそういう何か現実的な対応を少し考えていただいたほうが、 インセンティブになる。

【説明者】

普通、私道ですと、皆さんの合意での道路の改良などで補助金を出したりします。ですから、緑についても、皆さんの合意がまとまった場合には、何かそういう形ができるようになるといいのかなと考えています。

【部会長】

3軒ぐらい。2軒でも3軒からでも始めれば。合意できたところからやればいいんですよ。

【説明者】

今でもよくあるのは、私道である1軒のうちがかなり飛び出しているとご相談を持ってこられているんですけど、緑化しているからいいじゃないかというところで、なかなか折り合いがつかないとかということがよくございます。

【委員】

そうですね、現実は厳しいですよね。

【部会長】

おおよそわかりました。

じゃ、いずれにしてももうちょっと工夫をという感じがいたしますけれど。

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、78番「歌舞伎町タウン・マネージメントの運営」というところ に関してヒアリングを始めたいと思います。

よろしくお願いします。

【説明者】

いただきました質問に対する回答ですが、まずこのタウン・マネージメントという団体がど ういったものかというところを簡単に説明させていただきたいと思います。

区では、平成17年に歌舞伎町ルネッサンス推進協議会というのが設立され、その下部組織として、歌舞伎町タウン・マネージメントという任意団体が、平成20年4月に歌舞伎町ルネッサンス事業を推進する団体として設立されました。実行するプロジェクトといいますか、業務は、歌舞伎町ルネッサンス推進事業から提言を受けたクリーン作戦プロジェクト、地域活性化プロジェクト及びまちづくりプロジェクト、この3事業に関し、まちの地元事業者、関係機関そして区も入りましたタウン・マネージメントで、協働で歌舞伎町ルネッサンス事業を推進していこうということで始まっております。

それぞれ平成20年度、21年度に実施しました事業内容についてご回答させていただいており

ます。

主に歌舞伎町タウン・マネージメントの業務は、先ほど申しましたとおり、ルネッサンス推 進協議会から提言を受けましたクリーン作戦プロジェクト、地域活性化プロジェクト及びまち づくりプロジェクトの実行部隊ですので、それに該当する事業をそれぞれ実施しましたという ことでご回答させていただいております。

クリーン作戦プロジェクトという歌舞伎町ルネッサンスから提言を受けているようなものですが、こちらは路上清掃です。まず、毎週水曜日、区が主催……、区と歌舞伎町タウン・マネージメント、それと地元事業者がボランティアとして歌舞伎町の路上清掃をしております。また、関係行政機関等とともに、この他雑居ビルの立ち入りですとか、その他、入管と一緒に不法外国人の取り締まり、そういったものをクリーン作戦プロジェクトの中でやっています。

また、地域活性化プロジェクトというのがあるんですが、こちらは歌舞伎町の公共空間を利用したイベントを実施しております。現在行われているんですけど、大久保公園のほうでテント劇場、あと主にコマ劇場前の、我々はシネシティ広場と通称呼んでいますが、シネシティ広場でのイベント、そういったものを通して、歌舞伎町ににぎわいの創出、また新しい文化の発信といったものをやっています。

また、まちづくりプロジェクトでございますが、こちらはハードのプロジェクトで、なかなかこちらはハードのプロジェクトということで、進みが遅いところですけれども、直近でやった実績ですと、花道通りの整備ですとか、西武駅前通りの拡幅工事、そういったものも、実際は土木の事業計画の中に入っているんですけども、歌舞伎町ルネッサンス事業の一つとして、このような形でやらせていただいています。

また、空きビル・空き室対策ということで、これは実際にそのハードのものではないんですけども、空き室・空きビルを活用したコミュニティアートですとか、そういったものをまちづくりプロジェクトの一環としてやっています。

それと、こういった歌舞伎町ルネッサンスの活動を歌舞伎町タウン・マネージメントを通して広く情報発信していくということで、情報発信部会という、情報発信プロジェクトというのがタウン・マネージメントの中にございます。こちらはホームページサイトの構築ですとか、機関紙の発行、そういったものを通して、歌舞伎町の情報を広く発信しているところです。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、質問をよろしくお願いします。

【委員】

1つは、これは民間活力を活用して、歌舞伎町というものを再生していこうとい狙いだと思います。20年度に始まったばかりなので、成果はこれから上がっていくのかなという感じはしていますが、そのときに、こういった事業の評価指標というんですか、どういったものを採用したらいいんだろうかということですけれども、歌舞伎町がある程度明るくなったとか、そういう評価指標なんかもあると思いますが、よりもう少し具体的に客観的な指標ということで、

犯罪の発生状況がこうなったとか、そういった指標等を活用して、成果をきっちり評価できるようなことにしていったらどうなのかなという気がしております。

それから、もう一つは、民間活力活用ということで、二千何百万という多額の経費を助成していますよね。

それが有効的に、しかも効率的に本当にお金が使われているんだろうかというチェックをしっかりとやっていかないといけないかなと思っております。いろいろ事業をやる場合も、調達とか契約とか、いろいろあるかとは思うんですが、例えば特定のものにすぐ委託するとかいうようなことだといかがなものかなという気もしますので、その辺は見積もり合わせとか、効率化、透明性が図れるようなやり方で事業を進めていく必要があるんじゃないか。そうした観点からどうなのかを教えていただきたいと思います。

【説明者】

まず、1点目の、今回ベンチマークはどうなのかということですが、まず私どもの課で、歌舞伎町ルネッサンスの推進についてということで区政モニターアンケートをやらせていただいております。それで、その結果、ここ二、三年どうなのかというところで、効果の測定はしています。

いくつか例を申し上げますと、イメージの向上につきましては、平成17年度の段階で、イメージが上がりましたかという質問に対して、20%の区民の方に大体上がったんじゃないかというお答えをいただいたんですが、これが昨年ですと、その10%アップ、30%にまで上がっていると。これで我々は満足をしているわけではないんですけども、こういった意味では、イメージの向上にはなったかなというところです。

それと、この他に安全になったかとか、きれいになったか、にぎわいのあるまちになったかというところは、そのルネッサンス推進協議会が発足した時期と比べましても、軒並み上昇しているというところです。

今申し上げましたとおり、これでいいんだということでなくて、私どもは今後も引き続きイメージの向上ですとか、安全、きれい、その他にぎわいのあるまちづくりについて努力して、もうちょっとポイントのほうを上げていきたいというところです。

これが区民に対する一つのベンチマークであるというふうに私は考えています。

それともう一つ、歌舞伎町の場合は外から来る方も多うございます。これはさすがに区民モニターアンケートをとるわけにいきませんので、現在、大久保公園でやっていますテント劇場、そこで演劇ですとかお笑いを見に来た方々にアンケートをとらせていただきました。これは毎年やっています。

10代ぐらいの方ですと、ちょっと安全になったというのは思わないという評価はいただいておりますが、それ以外の年齢の方ですと、安全ですとか、きれいになったか、またにぎわいのあるまちになったかというところで、軒並みこのルネッサンス事業を始めた当初と比べまして上昇しています。

こういった形で、実際に内外とも評価をいただいて、私ども、効果を図っているところです。

もう一点、適正な補助金の処理をどうされているかということに対するお答えですが、まず 必ず計画事業のフレームとしての予算というのは確かにあるんですけども、必ず歌舞伎町タウ ン・マネージメントのほうから予算は入れていただきまして、きちっとその辺は区のほうで精 査しております。それで、その補助額に対して決定をした上で、執行につきましても、毎月当 課の職員が行って、適正に執行されているかというところのチェックをしています。それとま た、大きな支出につきましては、歌舞伎町タウン・マネージメントの理事会に必ずかけるよう にして執行しています。これは契約につきましてもそうです。

また、その理事会の決議を受け、必ずその理事会の後、区の職員で構成されています評議委員会で、またその辺のほうはきちっと精査しまして、執行について意見を言えるような体制は組んでいます。歌舞伎町タウン・マネージメントの執行状況につきましては、21年度よりホームページで公表しています。

適正な執行につきましては、そのような形で対応をとらせていただいているところです。

【委員】

成果指標については、アンケート調査で内外の人方にやっているということですけども、できることなら客観的な数字に基づいてやっていけたらいいなと思いますので、要望しておきたいと思います。

【委員】

ここの関連では、歌舞伎町タウン・マネージメント補助金交付要綱というのをいただいています。それで、これでちゃんと収支計算も出ているんですけど、ああいうイベントが、どうも数えたところ13ぐらいやっているみたいですね。この13のイベントをやるということで、予算としてはどの部分でこれがなっているのか、それから理事会・評議委員会に、人件費が出ているのか、清掃の部分で、これは清掃だから委託されていて、人件費としていくらとか出ているのか、お聞きしたいのですが。

【説明者】

はい。まず、事業費に対する補助でございますが、今回の活性化ということですと、基本的には、ああいった事業はこちらからの持ち出しではございません。そういったイベントをやりたいというところが手を挙げてきまして、歌舞伎町タウン・マネージメントのほうに申請をするという形をとらせて……。

【委員】

そうすると、昨日みたいなものも、参加しているところがやっているということではないと 言っていましたけども。全部出すということではないと。

【説明者】

昨日、7月18日に産直があったんですけども、あれはあのイベントをやる実行委員というのがありまして、タウン・マネージメントはあくまでもその会場の手配ですとか許認可の手続とか。この中での予算は使っていないです。産直の予算ですとか、イベントの予算というのはご用意していますので。

【委員】

ルネッサンスの一つだということでしていましたけど。

【説明者】

ええ。

【委員】

この2,000万というのは、それには使わないんですか、当然。

【説明者】

一部そういった事業に使うイベントもございます。ただ、昨日のようなああいったイベントは、基本的にはその場所をお貸しして、にぎわいの創出していただくというつくりですので。

私も実は昨日行きましたけども、その人件費はかかっていますし、当然、事務局の職員の人件費なんていうのもかかっています。

【委員】

そうすると、イベント13のうちのどういう部分に使われているか。区の補助金2,400万がどういう部分に使われているのかがまずわからないです。

【部会長】

官民協働でこんな事業が昨年ありました。それで、その予算の中に区の予算がどのぐらい含まれているかというふうにこれが使われているか。それをちょっと伺いたい。

【説明者】

印刷したものをお持ちします。

【委員】

この2,400万といううちから、どのくらいこのイベントに出ているんですかと。 全体がわかったほうがいいけども。

【委員】

この事業はとても重要だと思うんだけど、金額が他の補助金に比べて結構大きいんですよね。 だから、それを少し見せていただいたほうがいいかなって。

【説明者】

区の補助金がどこに行っているかというのを、大まかですが、お話しさせていただきます。 まず、このホームページの作成という項目がありますが、こちらが560万、補助金のうちの 金額が入ってございます。これはメンテナンスを含むものです。

その次でございますが、タウン情報誌の発行というのがございます。これは2期ありまして、 3万部ずつ発行します。これが80万です。

それと、インフォメーションコーナーというのが歌舞伎町交番前のふらっと新宿の2階にあるんですけれども、そちらの運営委託、こちらが70万です。

それと、シアターパークの運営というのがございますけれども、こちらは大久保公園の先ほど申し上げましたテント劇場の運営に関しまして、こちらはテント劇場までの案内看板を出しましたということで、43万7,718円という形で委託料を出しています。

その他イベント料ということで、こちらは40万円。これはシネシティ広場のアウトドアライブですとか、そういったものについて、これはじかにそのイベントに対する補助となっています。

それとあと、まちづくり事業で歌舞伎町2020運営とありますが、こちらはどういったイベントかと申しますと、先ほどちょっと触れましたけども、空き室・空きビルを使ったシンポジウムですとかトークライブ、こういったものをやった経費です。こちらが72万5,500円。

それと、今、コマ劇場を閉鎖した跡、仮囲いがありますけども、そちらにアートギャラリーというのをやっています。こちらは今、新宿の歴史という形で、印刷したシールのようなものを張って展示させていただいていますが、こちらが10万2,375円。

それと、来街者促進ということで100万円使っています。こちらが外国語版のホームページ の作成、60万円です。それと、ホームページ上からロコミですとかアンケートなどを書いてい ただく回収費として40万円。

こういった形で、それぞれの事業に対しての区の補助金が交付されているということです。 残りはすべて運営費という形で使わせていただいているところです。

【委員】

収支予算書の公益事業559万、これは何ですか。

【説明者】

これは、終始計算書の広告イベント事業というのがあるんですけども、こちらはシネシティ 広場を利用する際に、例えば去年の実績で見ますと、映画の「スタートレック」のジャパンプ レミアですとか、映画の広告イベントというのがあるんですね。こういった公共の広場を使っ て、商業目的の広告を打つ際に、歌舞伎町タウン・マネージメントに一部収入を落とすという ふうにしています。

【委員】

歌舞伎町のその場所というのは、新宿区の財産なんですか。

【説明者】

はい。

【委員】

新宿区の土地で事業をやって、収入はタウン・マネージメントに行って、民間の活動費に行っちゃうわけですか。

【委員】

収支予算書では事務局職員給与等が1,247万あるんだけど、事務職の職員というのは何人ぐらいいるんですか。

【説明者】

2人です。

【委員】

2人の収入で1,247万ということは、一般的にいったらいい収入ということで、このタウン・

マネージメントは民間の団体でしょう。それで、区の補助金2,640万予算のうち、事務局の職員賃金が1,247万だと。そうすると、47~8%になる。何かそこら辺が不自然じゃないかなと思うもので。この人たちが独自に何かをやっていて収入があったというならまだわかるんだけど、収入は、区の土地を貸して、その土地の上がりだという。早い話が、これは区の補助金と同じじゃないですか。3,199万、区がそっくり補助金出したのと同じでしょう。

あと予算書でまちづくりの事業費は315万あると。そうすると、このタウン・マネージメントという民間の団体は、自分たちのまちづくりを区がやっていくならいいんだけど、その組織のメンバーがこれだけあって、その人たちの会費とかそのお金はこの中に入っていないということはないだろうと思うんですよ。これだけ事業者が協力しているんだから。それはどこへ行っちゃっているんですか。振興組合、歌舞伎町二丁目……、これだけ入っていて、この人たちは出していないわけですか。

【説明者】

こちらは協賛金という形で、収入の部の中に入ってございます。

【委員】

協賛金というのは39万9,000円ですか。

【説明者】

はい。

【委員】

結果的に30万もらおうが、それが予算書になくて、区からそっくりもらったものを使って、 区のイメージが例えば60%としても、少なくとも残りの30%は、その歌舞伎町の人たちの利益 とかにつながるんじゃないですか。

そこら辺を整理していくと、これって随分いいかげんだなということにつながっていかないですか。

【委員】

予算書の人件費の下のところ、賃金というのは。足すと、1,400万も人件費なんですよね。 これは予算書で人件費がこれだけありますよと。しかも、補助が2,600万のうち1,400万が人 件費というのはちょっと考えられない。

理事会とかそういうのは、交通費とかそういうのは出ていないですか。

【説明者】

はい、出ていません、それは。

その事務局員の交通費などは出ています。

【季昌】

そうすると、賃金、報酬というのは、これは清掃とかそういうものなんですか。

【説明者】

アルバイトも2人いますんで。

【委員】

それは清掃とか何かは別ですね。委託料は別ですね。 純然たる事務局関係が1,400万もかかるということで。

【説明者】

そうでございます。

【委員】

協賛金はいくらで、それは何に使っているのかというのは公開されていないんですか。

【説明者】

こちらの協賛金というのは、先ほど申し上げましたタウン情報紙などを発行する際にいただいた広告料でございます。

【委員】

いわゆる会費としてはもらっているわけじゃない。

【説明者】

はい。

【委員】

会費はないんですか。

【説明者】

はい。そのかわり歌舞伎町ルネッサンスの推進会議のほうで、会費のほうをいただいてございますので。

【委員】

この組織の上に歌舞伎町ルネッサンスという組織があるわけですか。

【説明者】

はい、推進協議会という会議がございます。

【委員】

それはどういう会議なんですか。

つまり区の職員とそれからまちの人とつくっているのか、まちの人が独自でやっているのか、 区が独自でやっているのか。

【部会長】

こうしましょう。僕も初めてなんでちょっとわからないし、質問もそこまで言っていなかったので、ご用意いただけなかったのかもしれないので、推進協議会とタウン・マネージメントの関係ですとか、その推進協議会のお金の流れとか、タウン・マネージメントのほうのお金の流れとか、ちょっとそれを整理してまたやっていただきましょう。

実は、これは補助事業のヒアリングで今お願いしているんですけれども、来月、また今度、計画事業のヒアリングというのも我々は予定しているんです。それで、まだ決定じゃないんですが、歌舞伎町地区のまちづくり推進というのは、計画事業として83番というのがついていますので、そちらでもぜひお話をお伺いしたいというふうに思っておりますので、今日の残ったいろいろな課題、ちょっともう一回事務局とまた整理いたしますけど、その次回のときまでに、

資料をお願いできますか。

【説明者】

はい、わかりました。

【委員】

資料に、21年度財産目録の未払い金があるんですけど、これに3月分、事務局員賃金ってなっていまして、それが15万8,300円ってなっているんですけど、そうすると12カ月でも大体200万。それなのに、何でこれが1,200万とか1,400万になるのかがすごくわからないんです。

【説明者】

これはアルバイトの賃金でございます。

【部会長】

僕が聞いた情報が間違っているかもしれませんが、たしかタウン・マネージメントもほかのところでもいろいろやっていて、非常に設備投資がやっぱりお金がかかるというのは僕も見ています。ある程度軌道に乗るまでが大変であって、やはりこういうところは収入を上げていかないと結局だめで、ずっと補助金の垂れ流しでやっていくわけにはいかないわけで、いつ、どのぐらいのめどで、今後、補助金ではなく、独自の事業予算を組めるのかというのがとても重要だと思うんですね。

多分、補助金はもうおしまいっていうことでしたか。

【説明者】

徐々に今、減らしていくという。

【部会長】

いつまでという計画事業ですか。

【説明者】

23年度までです。

【部会長】

そうすると、23年度にやっぱり一つの方向をつくるということでいいわけですね。

【説明者】

そうです。

【部会長】

それで、これはもう本当に課長の個人的な見解でいいんですが、今後、独自の事業費を獲得できる収入源というのは何か見つかりそうですか。

【説明者】

さっき申し上げましたシネシティ広場で独自にイベントを呼んできて、そういった収入を得ていくというのも一つですし、また、ホームページや機関紙などの広告料などというのも、今は少しずつですけども、上げていったりだとか、それとあと大久保公園の扱い。改修してやっています大久保公園の扱いをちょっと今、検討している最中ですけれども、そちらの管理ですとか運営等をここが引き受けるのかどうかというのも含めまして、ちょっと今後、検討してい

かなきゃいけない部分はまだいっぱいあるんですけども。

【部会長】

僕も道路を使った広告事業は国交省のほうのお手伝いをしているので、それはやるべきだと 思っていますので、堂々と言っていただいて構わないと思いますが。

もう一つは、このタウン・マネージメント組織の法人化というのはどんなふうに考えていらっしゃるんですか。

【説明者】

こちらもその23年度の段階で、やはりみなし法人という形での存在というのがいかがなものかというところでの議論は上がっていますので、そちらはその23年度の一回計画がこれで終わりますという段階で、検討していかなきゃいけないと考えております。

それと、今、会長がおっしゃった道路を使った収入を民間団体に落としていいという趣旨で、 先ほどのシネシティ広場の上がりというのは落ちているんだと思うんですね。

それは国の通達で、そういった形で地元のほうに還元していいという形での話だったわけで、 それを使わせていただいているということなんです。

【委員】

今の公益事業で550万収益があったけど、ホームページで560万出しちゃうというのは、何か。まだ始まったばかりだからしようがないのかなという。ホームページの収入とか、広告を出していると、もっと主要な利益が認められるという展望、説明があればいいんだけど、550万円しかないのに、560万のホームページつくって、それでいかがなものかと思いますよね。でも、将来的にはこうなるんですって言ってくれれば、じゃ、しようがないなと思いますけど。

例えばこれだけお金をかけても、3年後、5年後にはこうなるだろうという予測のもとに事業ってやっているんじゃないんですか。だから、その予測で外れたって構わないけど、そうやっていかないと、このお金は毎年捨ててもいいんだなという話になって、ほかのところでもっと金をくれという話になってくるというふうに思う。

だから、やっぱり将来の展望は必ずどこかへつけておいて欲しいですね。行政というのはそういうことはできないのかな。5年先、10年先のこの事業をやるには……

【委員】

横浜のみなとみらいも最初、社団法人で会費を集めて、その会費の中で、先ほどおっしゃったように事業をやるときに、補助金と言わないけど、それを出していくと。市ももちろんそこに出す。分担しているから、企業と同じようにする。そういう形での法人化というのは、やっぱりあったほうがいいと思うんですよね。

【委員】

そこに行政としての失敗とか責任とかが出てくる。今、こうやっちゃうと、だれも責任を持たないんです。毎年2,000万も3,000万も使って、どういこうが責任を持たない。だから、展望とか予測というのをもとに事業をやるんだったら、賛成するし、頑張れと。そのときに、明らかに私は失敗しましたでいいわけです。別に責任をとって金を返せということじゃない。じゃ

ないと、いつまでいっても行政というのは責任をとらない団体になってしまう。ちょっときついでしょうか。

【部会長】

でも、補助金の見直しを我々、仕事としてやる以上は、やっぱり今のようなことを明確にして、ある意味で、応援しようと思っているというのもあります。これが無駄であるなんていう ふうには思っているわけじゃないので。

いいことはもっといいというふうに我々の立場からも書きたいと思っています。

【委員】

補助事業評価シートで、シネシティ広場で延べ50日間のイベントを実施するということですけど、事業としては13なんですよね。これからしても、ちょっとこの予算はということになっちゃうわけですよね。

【部会長】

先ほど申し上げたように、計画事業のほうでも我々はもうちょっと勉強しなければと思っていますので、事務局のほうにまた資料を請求させていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

【説明者】

1点だけちょっとつけ加えさせていただきます。

先ほどの歌舞伎町ルネッサンス推進協議会とタウン・マネージメントの関係でございますけど、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会というのは、国ですとか東京都も入っています。そういった大きい組織です。行政プラス民間も入っていますけども、そういった歌舞伎町ルネッサンスを統括する官民一体の協議体です。その実行部隊が歌舞伎町タウン・マネージメントです。

【部会長】

じゃ、協議会には負担金があるんですか。

【説明者】

そこにはあります。そこには2万円の負担金がありまして、これは協議会を運営するという意味での負担金でございますけど、10団体から2万円ずつ頂戴いたしております。

【部会長】

この事務局はそちらのほうですか。

【説明者】

事務局はうちになります。その推進協議会の決定したそれぞれのプロジェクトを実行してい くのがタウン・マネージメントです。

【委員】

そうすると、国も都もこれはいくらか予算を出しているんですか。

【説明者】

それは出していないです。

【委員】

出していない。人間を出しているだけですね。

【委員】

それで警察から入っているんですね。

【委員】

事務局は、多分2人ぐらいではやっていられないというのが事実じゃないですか。

【説明者】

実態は、今回のイベントーつとっても、大久保公園なんかもそうなんですが、消防、警察、 それとうちの道路、すべていろんな許認可権があって、消防計画をつくって避難計画もつくっ て、避難訓練もやっていると。それを2人てやっているような形です。

給料の根拠というのはどこにあるんだといいますと、区の職員の給料表から持ってきて作成 はしておるところなんですけども。

【部会長】

どうもありがとうございました。

それじゃ、ちょっと残りの時間で今後の予定など必要事項について話し合います。

【事務局】

27日に次回がございますけれども、その段階から取りまとめに入っていただきます。 その後に、一たん今度は計画事業に移っていただくという形になると思います。

スケジュール的にお話しさせていただきますと、8月の上旬には、この補助事業と同じように計画事業の質問を各課に投げないと、ヒアリングができなくなりますので、対象とヒアリング項目は決めていっていただかないとなりません。質問は今月中にまとめていただければありがたいんですけれども、ただ、そうすると、質問する対象は何になるかというのを大まかに決めていただかないと、質問の内容も書けないかなと思われますので。

【部会長】

去年の外部評価に対する区長の総合判断を読んで、ヒアリングしたいものにマルをつけてきてください。我々の外部評価が適切に受けとめられていたら、無理にやらなくていいと思います。あとは補助金との関係でやったほうがいいというもの。今年の内部評価と組み合わせながら、やっぱりおかしいというものを中心にという形にしましょうか。

それでは本日の第1部会はこれで終了します。

<閉会>